

令和3年度（2021年度）

神奈川県職員採用選考のお知らせ

（一般事務【社会人経験者（副主幹級）】）

民間企業等で部下指導やプロジェクトリーダー等を担うなど、マネジメント経験を生かし、即戦力となる方を対象とした職員採用選考です。

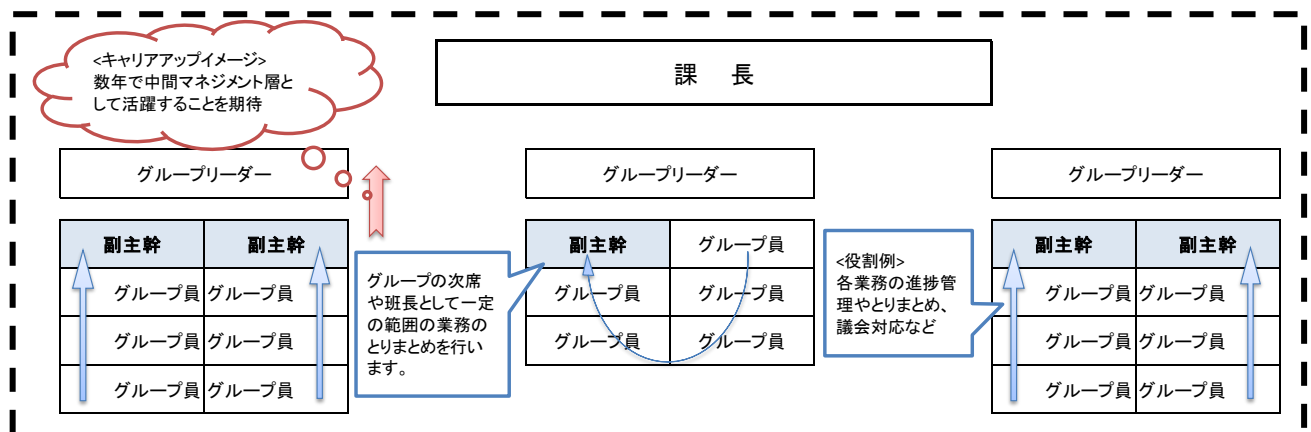
申込期間	令和3年7月2日（金）～16日（金）（午後5時受信有効）
第1次選考受付期限	令和3年8月20日（金）（午後5時受信有効）

神奈川県が求める人材像

- 使命感・情熱にあふれ、県民目線に立って職務を遂行する人
- 高い専門性と課題解決力を有する人
- チャレンジ精神にあふれ、アグレッシブに行動する人
- 幅広い視野と高いマネジメント能力を有し、チーム力を発揮させる人

- ◎ 新型コロナウイルス感染症の影響・災害等で選考が実施できないなど緊急のお知らせは、職員採用選考に関する緊急のお知らせ（https://www.pref.kanagawa.jp/docs/s6d/senkou/kinkyu_r03.html）で行います。選考実施の変更等がある場合も、同ホームページに掲載しますので、適宜、御確認ください。
- ◎ 必ず電子申請で申し込んでください。
（電子申請により申込みができない方は、7月12日（月）正午までに神奈川県総務局組織人材部人事課人材育成グループ〔電話(045)210-2168〕にお問合せください（土日を除く。）。）
- ◎ 中途採用試験（行政）及び一般事務（就職氷河期世代）採用選考に重複して申し込むことはできません。

<副主幹のイメージ>※本庁所属の場合



1 採用予定人員及び職務の内容

採用予定人員	職務の内容
5人程度	行政機関等（知事部局、企業庁、教育委員会等）における事務

2 受験資格

受験資格
昭和 37 年 4 月 2 日以降に生まれた人で、P. 3 に掲げる学歴区分に応じた期間の民間企業等の職務経験を有する人（令和 4 年 3 月末までに該当期間に達する人を含む。）

- ◎ 受験を希望する外国籍の方は、P. 7 「受験を希望する外国籍の方へ」を御覧ください。

【求められる職務経験の例】

総務、人事管理、商品企画開発、販路開拓、広報・宣伝等の情報発信、経営コンサルティング、シンクタンク等での調査研究・分析業務、金融関連業務、法人の管理運営、環境コンサルティング業務、ICT関連業務、訴訟等法律関係業務、税務関係業務など

※ 民間企業等における職務経験に、部下指導やプロジェクトリーダー等を担うなどのマネジメント経験を含む方が対象になります。

- ◎ 「民間企業等の職務経験」は、社員・職員（正規・非正規は問いません。週当たりの勤務時間が 29 時間以上の方が該当します。）として、6 か月以上継続して就業していた期間が該当します（産前産後の出産休暇を除き、在職中に 3 か月以上職務に従事していない期間は換算できません。）。職務経験が複数の場合は通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職務経験に限ります。
- ◎ 「民間企業等の職務経験」には、公務員、法人職員（社会福祉法人、NPO 法人等）又は自営業等の職務経験を含めますが、現在、神奈川県職員（県警察職員、県立学校教職員含む。任期の定めのある職員を除く。）である人は、この選考の申込みはできません。
- ◎ 国際貢献活動（青年海外協力隊等の非営利団体を通じた海外での活動）に継続して 1 年以上従事した経験も通算できます（海外留学の経験は通算できません。）。
- ◎ 「民間企業等の職務経験」は、月初から月末までを 1 か月と換算し、1 か月未満の端数は、その端数をすべて合算して、30 日をもって 1 か月と換算します。さらに 1 か月未満の端数が生じたときは、これを 1 か月とみなします。なお、週当たりの勤務時間が 29 時間以上かつ勤務形態がパートタイム（1 週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者（正社員・正規職員）に比べて短い勤務形態）の場合は、職務経験年月（月に換算）と日にそれぞれ 3/4 を乗ずるものとします。
- ◎ 最終合格発表後、職務経験期間を確認するための職務経歴証明書を提出していただきますが、これにより受験資格を満たしていることが証明できないと判断された場合は、採用されません。
- ◎ 次のいずれかに該当する人は、受験できません。
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・神奈川県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
 - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - ・平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするものを除く。）

学歴区分		学歴免許等の資格	必要な職務経歴年数
1 大学卒	(1) 博士課程修了	ア 学校教育法による大学院博士課程の修了 イ 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格	16年
	(2) 修士課程修了	ア 学校教育法による大学院修士課程の修了 イ 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格	
	(3) 専門職学位課程修了	ア 学校教育法による専門職大学院専門職学位課程(標準修業年限2年以上に限る。)の修了 イ 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格	
	(4) 大学6卒	ア 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科(同法第 85 条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。)又は薬学若しくは獣医学に関する学科(修業年限6年のものに限る。)の卒業 イ 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格	
	(5) 大学専攻科卒	ア 学校教育法による4年制の大学の専攻科の卒業 イ 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格	
	(6) 大学4卒	ア 学校教育法による4年制の大学の卒業 イ 国立看護大学校看護学部の卒業 ウ 気象大学校大学部(修業年限4年のものに限る。)の卒業 エ 海上保安大学校本科の卒業 オ 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格	
2 短大卒	(1) 短大3卒	ア 学校教育法による3年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限3年の前期課程の修了 イ 学校教育法による2年制の短期大学の専攻科の卒業 ウ 学校教育法による専修学校(修業年限3年以上の専門課程で年間授業時間数が 680 時間以上のものに限る。)の卒業 エ 学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業 オ 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格	17年
	(2) 短大2卒	ア 学校教育法による2年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限2年の前期課程の修了 イ 学校教育法による専修学校(修業年限2年以上の専門課程で年間授業時間数が 680 時間以上のものに限る。)の卒業 ウ 学校教育法による高等専門学校の卒業 エ 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科(2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。)の卒業 オ 航空保安大学校本科の卒業 カ 海上保安学校本科の修業年限2年の課程の卒業 キ 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格	18年
	(3) 短大1卒	ア 海上保安学校本科の修業年限1年の課程の卒業 イ 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格	19年
3 高校卒	(1) 高校専攻科卒	ア 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業 イ 学校教育法による専修学校(修業年限1年以上の専門課程で年間授業時間数が 800 時間以上のものに限る。)の卒業 ウ 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格	19年
	(2) 高校3卒	ア 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校(同法第 76 条第2項に規定する高等部に限る。)の卒業 イ 学校教育法による専修学校(修業年限3年以上の高等課程で年間授業時間数が 680 時間以上のものに限る。)の卒業 ウ 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格	20年
	(3) 高校2卒	ア 保健師助産師看護師法による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業 イ 学校教育法による専修学校(修業年限2年以上の高等課程で年間授業時間数が 680 時間以上のものに限る。)の卒業 ウ 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格	21年
4 中学卒	中学卒	ア 学校教育法による中学校、義務教育学校若しくは特別支援学校(同法第 76 条第1項に規定する中学部に限る。)の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 イ 学校教育法による専修学校(修業年限1年以上の高等課程で年間授業時間数が 800 時間以上のものに限る。)の卒業 ウ 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格	23年

3 選考の方法

(1) 第1次選考

種 目	方 法	内 容	配 点	時 間
経験小論文 考 査	記述式 1題必須解答 800字程度	民間企業等での職務経験に関する小論文 文考査	100点	—

(2) 第2次選考

種 目	方 法	内 容	配 点	時 間
人物考査	第1回個別面接	人柄、性向等についての考査	100点	1人 約30分

(3) 第3次選考

種 目	方 法	内 容	配 点	時 間
事例式 課題小論文 考 査	記述式 1題必須解答 1,200字程度	職務遂行にあたって必要なマネジメント 能力についての小論文考査	50点	1時間
人物考査	第2回個別面接	人柄、性向、リーダーシップ力、プレ ゼンテーション力等についての考査 ※個別面接の中で、事前に示した課題 について10分程度のプレゼンテーショ ンを行っていただきます。	個別面 接 350点	個別面接 1人約40分

※ プレゼンテーションでは資料を使って説明していただきます。資料はA3の大きさのもの1枚で、必ずパソコンで作成し、当日お持ちください。

※ 上記の各選考において、試験時間内は持ち込んだ資料等を参照することはできません（プレゼンテーション用の資料を除く。）。

4 選考の日時、場所及び合格発表

	日時	場所	合格発表
第1次選考	経験小論文考査 受付期限:8月20日(金) 午後5時受信まで (受信有効)	— (電子申請システムにより 提出)	第1次選考合格者発表 9月下旬(予定) 合否にかかわらず、文書で 通知します。
第2次選考	人物考査 10月9日(土)又は同月10日(日) のどちらか指定する1日(日時は、 第1次選考合格通知に記載しま す。)	横浜市内 (場所は第1次選考合 格通知に記載しま す。)	第2次選考合格者発表 10月下旬(予定) 合否にかかわらず、文書で 通知します。
第3次選考	事例式課題小論文考査 1時間 (第3次選考種目ですが、第2次選考 日に実施します。)		最終合格者発表 11月中旬 合否にかかわらず、文書で 通知します。
	人物考査 11月6日(土)又は同月7日(日)のどちら か指定する1日 (日時は第2次選考合格通知に記載し ます。)	横浜市内 (場所は第2次選考合 格通知に記載しま す。)	

(注1) 受付通知、経験小論文考査の論文題、答案用紙等の関係書類は、8月上旬に電子申請システムに登録します。登録が完了したらメールでお知らせしますので、電子申請システムにログインしてダウンロードしてください。

- (注2) 受験番号は受付通知に記載します。
- (注3) 第1次選考の受付期限までに答案用紙を電子申請システムに登録してください。(受付期限までに正常に受信したものを有効とします。)
- (注4) 第1次選考の受付期限までに答案用紙の電子申請システムへの登録がなかった場合は、辞退したものとみなします。(受付期限を過ぎて提出された経験小論文は、一切採点しません。)
- (注5) 人物考査当日、受付終了後は、受験できません。ただし、鉄道の不通、遅れによる場合は、鉄道機関発行の遅延証明書の提出を条件として受験を認める場合があります。
- (注6) 人物考査当日、所定の着席時刻に着席していない場合は、受験できません。
- (注7) 第2次選考当日、人物考査の参考とするため、性格等について、質問紙法による検査を実施します。

5 合格者の決定方法等

- ◎ 第1次選考の得点は、評定員ごとに標準偏差を用いて算出します。
- ◎ 考査種目ごとに合格最低基準がありますので、一種目でも当該基準に達しない場合、不合格となります。
- ◎ 第1次選考合格者は、経験小論文考査の得点の高い順に決定します。
- ◎ 第2次選考合格者は、第1次選考及び第2次選考の合計得点の高い順に決定します。
最終合格者は、第2次選考及び第3次選考の各種目の合計得点の高い順に決定します。
- ◎ 受験資格がないこと又は申込内容に虚偽があることが判明した場合は、その後の考査を受験できません。最終合格している場合は合格を取り消します。

6 合格発表の方法

合格の発表は、合否にかかわらず受験者全員に文書で通知します。

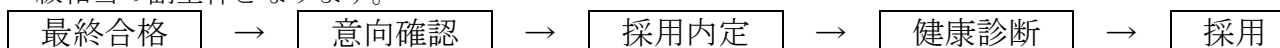
※ 選考会場周辺において、有料で合格電報等の受付を行っている場合がありますが、本県とは一切関係がありません。また、合否についての電話によるお問合せには応じられません。

7 選考結果の通知

	対象者	通知内容	通知方法
第1次選考	第1次選考の不合格者	順位、総合得点、種目別得点及び合格最低基準に満たなかった種目	選考結果の「通知書」に掲載して郵送します。
第2次選考	第2次選考の不合格者		
最終結果	第3次選考受験者		

8 合格から採用まで

- ◎ 最終合格者に対し、意向確認等を行い、採用者を決定します。なお、受験資格の確認において受験資格を満たしていることが証明できないと判断された場合は、採用されません。
- ◎ 職務経歴については、最終合格後に職務経歴証明書を提出していただきますが、職務経歴期間の証明ができない場合、採用されないことがあります。
- ◎ 外国籍の人で就職が制限される在留資格の人は、採用されません。
- ◎ 採用は、原則として令和4年4月以降となります。採用されると、行政職給料表(1)の職務の級5級相当の副主幹となります。



9 勤務条件

◎ 給与月額の例は、次表のとおりです。

(令和3年4月1日現在)

内 容	採 用 時
大学卒業後正社員・正規職員の職務経験が16年の場合	約352,000円
大学卒業後正社員・正規職員の職務経験が20年の場合	約387,000円

※ 上表は、あくまで例であり、職務経験の内容等により金額が異なる場合があります。

- ・ 採用時の給与月額については、今後の給与改定等により、上記記載の額から変動する場合があります。
- ・ この額には、地域手当が含まれています。
- ・ このほか、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。

◎ 受動喫煙防止措置として、採用後の就業場所は、敷地内禁煙（一部施設においては、屋外に喫煙場所設置）としています。

10 個人情報の取扱い

本選考の実施に際して収集した個人情報及び採用選考の結果については、人事委員会及び任命権者において、採用選考及び採用に関する事務の目的に限り、使用します。

受験を希望する外国籍の方へ

受験を希望する外国籍の方は、次の事項に注意してください。

1 考査問題・選考の方法は、日本国籍の人と同一です。

筆記考査は日本語による出題で、解答も日本語でさせていただきます。

また、人物考査における面接はすべて日本語での質問・応答になります。

2 外国籍の人が採用後担当する職務等は次のようなものです。

各任命権者（知事、公営企業管理者、教育委員会等）が定める一部の職務（県民等に対して身体・財産等の権利を制限することとなる職務など）を除いた職務を担当します。

また、県民サービス施設の運營業務や出先機関の内部管理業務に従事する職などでは、課長相当級以上の職にも就任できます。

○ 県民等に対して身体・財産等の権利を制限することとなる職務（代表例）

- ・ 税の賦課、徴収、滞納処分
- ・ 学校法人・宗教法人の設立認可
- ・ 訪問販売業務の停止命令
- ・ 産業廃棄物処理業の許可、業務停止命令
- ・ 高圧ガス製造等の許可、立入検査
- ・ 特別養護老人ホーム等の設置認可
- ・ 保険医療機関等への立入検査
- ・ 児童福祉施設等への入所措置
- ・ 食品営業施設の営業停止命令等
- ・ 農地転用許可
- ・ 貸金業者業務停止命令
- ・ 道路法等に基づく許認可
- ・ 開発行為許可

以上の事項を考慮のうえ、受験の申込みをしてください。

なお、不明な点やさらに詳しく知りたい点がある場合は、神奈川県総務局組織人材部人事課人材育成グループ〔電話(045)210-2168〕までお問い合わせください。

身体障がいなどにより受験上の配慮を希望する方へ

1 点字での受験について

- ・ 希望する人は点字での受験ができます。
※点字用の器具は受験する人が用意してください。

2 拡大印刷問題での受験について

- ・ 視覚に障がいのある人で身体障害者手帳をお持ちの人は、希望により拡大印刷問題での受験ができます。

3 パソコン（ワープロ機能）での受験について

- ・ 身体障害者手帳を持ち、上肢機能障害の程度がおおむね3級以上で筆記が困難な人は、希望によりパソコン（ワープロ機能）の使用ができます。
※パソコンは受験する人が用意してください。

4 その他

- ・ 車イスの使用を必要とする人は、着席場所等について配慮をします。
- ・ その他身体障がい等のため受験上の配慮を必要とする人は、御相談に応じますので、あらかじめ御連絡ください。

上記のことを希望する方は、申込期間中に、神奈川県総務局組織人材部人事課人材育成グループ
〔電話(045)210-2168、FAX(045)210-8803〕まで必ず連絡してください。

拡大印刷問題の文字の大きさ (実際の大きさです。)

- ・ あいうえおかきくけこさしすせそをん
- ・ ざじずぜぞだぢづでどばびぷべぼ
- ・ 春夏秋冬月火水木金土日
- ・ 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0
- ・ A B C D E F G H I J K L M N O P
- ・ a b c d e f g h i j k l m n o p

申込方法等

- ◎ **必ず電子申請で申し込んでください。**（電子申請により申込みができない方は、7月12日（月）正午までに神奈川県総務局組織人材部人事課人材育成グループ〔電話(045)210-2168〕に御連絡ください（土日を除く。）。）

<p>申込方法</p>	<p>1 神奈川県職員採用選考のお知らせ（一般事務）ページから、履歴書ファイル（Excel ファイル）をダウンロードし、必要事項を入力してください。 URL https://www.pref.kanagawa.jp/docs/s6d/senkou/jimusaizou_r3.html</p> <p>2 同ホームページから、e-kanagawa 電子申請システムに接続し、利用者情報を登録してください。その後、登録したIDを利用してe-kanagawa 電子申請システムにログインし、1で作成した履歴書・顔写真を登録し、受験申込みを行ってください。</p> <p>3 e-kanagawa 電子申請システムで、必ず申込内容の照会を行い、申込みが行われていることを確認してください。申込みが確認できなかった場合は、すみやかに神奈川県総務局組織人材部人事課人材育成グループまで御連絡ください。</p> <p>※ 詳しくは、神奈川県職員採用ホームページ（電子申請による申込み）を御覧ください。 URL https://www.pref.kanagawa.jp/docs/s6d/senkou/entry.html</p>
<p>申込期間等</p>	<p>令和3年7月2日（金）午前9時から同年7月16日（金）午後5時まで（受信有効）</p> <p>※ 電子申請申込受付期間中に正常に受信したものを有効とします。</p> <p>※ 受験申込期限直前は、システムが混み合うおそれがあるため、余裕を持って申し込んでください。</p> <p>※ システム機器の保守点検等により、電子申請申込受付期間中にシステムを停止する場合がありますので、御注意ください。使用されるパソコンや通信回線の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。</p>
<p>添付書類</p>	<p>1 入力済みの履歴書ファイル（神奈川県職員採用選考のお知らせ（一般事務）ページからダウンロードし、必要事項を入力してください。）</p> <p>2 顔写真（申込日前6か月以内に撮影した写真（縦横比4：3、上半身・脱帽・正面向きの本人であることを確認できるもの）を用意してください。）</p> <p>3 学歴に関する証明書の写し（高等学校卒業以降の卒業証明書や卒業証書のスキャンデータ又は写真を登録してください。）</p>
<p>受験申込み上の注意</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・すべて日本語で入力してください。 ・住所欄には、建物名、部屋番号まで詳しく入力してください。また連絡可能な電話番号を入力してください。 ・中途採用試験（行政）及び一般事務（氷河期世代）採用選考に重複して申し込むことはできません。

【問合せ先】

神奈川県総務局組織人材部人事課人材育成グループ
 〒231-8588 横浜市中区日本大通 1
 電話 (045) 210-2168 FAX (045) 210-8803